

時事新報定價
 時事新報 一年三百六十五日 一日休刊 ス其代價
 一送送料廣告料ハ左ノ如ク
 一 一頁二角 一月五頁五角 三月十頁一元 六月十頁二元 一年十頁三元
 ○時事新報社 東京市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 大阪市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 神戶市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 横濱市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 名古屋市中区
 ○時事新報社 支店 京都府下京区
 ○時事新報社 支店 福岡市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 仙台市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 青森市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 盛岡市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 秋田市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 山形市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 福島市本町三丁目
 ○時事新報社 支店 茨城県水戸市
 ○時事新報社 支店 群馬県前橋市
 ○時事新報社 支店 栃木県宇都宮市
 ○時事新報社 支店 埼玉県浦和市
 ○時事新報社 支店 千葉県千葉市
 ○時事新報社 支店 東京都中央区
 ○時事新報社 支店 東京都品川区
 ○時事新報社 支店 東京都目黒区
 ○時事新報社 支店 東京都豊島区
 ○時事新報社 支店 東京都東区
 ○時事新報社 支店 東京都北区
 ○時事新報社 支店 東京都目黒区
 ○時事新報社 支店 東京都豊島区
 ○時事新報社 支店 東京都東区
 ○時事新報社 支店 東京都北区

各地方より時事新報の注文に付
 時事新報社に注文に接するも代價を受取らざる間は送
 送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へ
 ずして唯だ注文のみに書面に止り本社に更に代價請求
 の端書と致し代金を受取るまで送送を差控へ居り候事
 にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて
 御申込被下度尤御切手代用は御断申上候
 代價を受取りたる時は直ちに新聞を運送し其封封名宛
 の傍に何月何日と記入候はれば右の月日まで新聞
 の代價送送料共相済候に付別に受取書は不送届左
 様御承知可被下候
 月曜日并に日曜日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
 時事新報配達のため此場合には新聞代價一箇月
 前金八割にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
 を申受可し

少年の暴行

近年壯士と稱する一種の少年輩が都下に出没し往々
 暴の舉動して或は政談演説の會場に亂入して之を妨げ
 或は政治の集會所を襲ふて人を傷くるなど其物騒一方
 ならず頃日議會の開場に際し又その亂暴を遂ふして議
 員を傷け又は之を脅迫し遂には議場の議事をも妨げん
 とするの目論見あるよしにて昨今議會の近傍は警察の
 警戒甚だす殊に議會の散りて議員退場の際などは警備
 最も厳重なりと云ふ左れば目下の有様にては警察の保
 護さざるは議會も無事を保障す可らざる程の次第な
 れども若しも東京府下に今日の如き有力ある警察の仕
 組あらざるに於ては議會は止むを得ずして或は兵力の
 保護の下に議事を開くが如き奇觀あるやも知る可らず
 天下太平の日に當り議會の議を開くに兵力の保護を要
 するとは前古未嘗有の珍事にして不體裁の最も甚しき
 ものと云はざるを得ず而して事の甚に至りたるものは
 即ち少年輩の暴行に外ならざれば其所行は誠恐む可
 りが如しと雖も我輩の推測に據れば其原因は黨派軋轢
 の結果に歸せざる可らずして今の議會の議員中にも其
 實を死ねざるものあるが如し抑も彼の壯士と稱する輩
 は何れも血氣の少年にして事者好むの情に誘はる者共
 れば左なきだに亂暴すれば亂暴の舉動あるを免れざる
 ものであるに政治社會の近況を見るに黨派軋轢の狀は既
 に其極に達して人身攻撃の勢と爲り其餘勢は議會の議
 場にさへ現はれて頗る種々あらざるものなきに非ざれ
 ば未流する少年血氣の壯士輩が其勢に狂するは無難も
 なき次第にして事の原因を尋ねれば之を今の政治社會
 の有様に歸せざるを得ず或は少年輩の近日の舉動は内
 々みれば使然する者ありとて只管その使然者と告ぐる
 ものなきに非ざれども内實の事情を叩くときは必ずし
 も怪むに足らざる考し今の軋轢の現狀を見るに雙方共
 に非常な軋轢して言論争論ともに極端に走り口角論を
 果し手頭争論を爲し今や將に相持んとして僅に抑ゆるの
 有様ある其間同に當り一方の者の先づ手を下したる其
 手出しの勇は固より死る可らずと雖も其手出しを爲す

までに至らしめたるの罪は雙方ともに負擔せざる可ら
 ず此場合には自から手を下して之を擲つも亦人をして
 之を擲たしむるも其距離は五十歩百歩の間ありと云は
 ざるを得ず左れば今の場合に當り自から喧嘩口論の仲
 間に入りながら他の少年輩を使ひたる者を行めて唯其
 下手の前後を云々するが如きは一場の水掛論に過ぎず
 して我輩の取らざる所なり思ふに立憲代議の政治は人
 民の言論に政府の干渉なく其自由の實際に行はるる國
 にして始めて効を見るものとを得べし今や我國に於ては
 政府の法律には却て言論の自由を牽束するの處置なし
 と雖も之に反して民間の實際には言論の外に一種の力
 を逞ふし却て自から其自由を束縛せんとするものあり
 て國會の議場の如きも他の腕力の保護を假りて僅に議
 事を開くの體裁なりと云ふ外國の人々をして之を聞か
 しめれば果して如何なる感覺を爲す可きや實に赤面の
 至りなりと云はざるを得ず而して此不體裁を致したる
 其原因を尋ねれば今の政黨の人々は勿論、議會の議員
 中の人々も其責を免る可らざるが如し
 然りと雖も彼の少年輩の暴行に至りては其舉動の事實
 に現はれて實の甚しきものあれば速に之を鎮壓せざる
 可らず左ればや政府は既に保安條例を施行して嚴重
 の處分を爲したり誠に至當の處置にして若しも今後斯
 る舉動もあらんには保安條例あり又行政處分あり直に
 嚴重の處置あらんふと我輩の希望する所なれども去る
 にも彼の保安條例は昨年の末に議會の人々が其不要
 を陳べて廢止の議決を爲したる其日を距る未だ一個
 月からざるに忽ち今日の事あり其人々も自から省みて
 爽然自失の感ある可し此一事よりして我輩は益々議
 會の自省自重を祈るものあり

大藏省訓令第三號 北海濱 府縣
 明治十九年六月大藏省訓令第二十二號中「沖繩縣ヲ除
 ク」トアル六字ヲ削除ス
 一月十四日 大藏大臣伯耆松方正義
 大藏省訓令第三號 北海濱 府縣
 大藏省訓令第二十二號(明治十九年六月十二日)抄録
 大藏省訓令第二十二號 北海濱 府縣 沖繩縣ヲ除ク
 明治十九年六月大藏省訓令第二十二號(明治十九年六月十二日)抄録
 大藏省訓令第二十二號 北海濱 府縣 沖繩縣ヲ除ク
 明治十九年六月大藏省訓令第二十二號(明治十九年六月十二日)抄録

江戶の舞踏會(昨日の續)
 余は今やフランス打掛の多くの日本令嬢と慕ひしくも
 數番の舞踏を済ましたり左れば事の序でに彼の打掛不
 思議なる天女と一番舞ふて見ばやと存候……巴里に
 歸りて土産話と爲さばやと存候……他の賓客の止む
 るをも聞かぬ漸く天女の一群を自指して進み近づき候
 ……ヤガア古代の衣裳着けたる一美天女を誘はんと
 英介にも試みて候
 ……多ある天女の事ゆゑ執れを夫とも見分け難く少しく
 躊躇ふ折柄余の進み近づくと見れば聊かからかひ顔した
 る天女が余の方を見返りたるを以て是れ幸ひと直ちに
 其前に罷りて音調ゆるやかに佛語にて相方を願ひ出で
 たり此天女佛語に通せざるは固より怪むに足らず只余
 の口調を見て心當に當るならんと思ふて斯くは無作法
 にも突然にも言葉掛けたるあり天女は先づ余が此は
 かし掛けに驚きて更に推量する景色もさく急ぎ目配せ
 して其後背に居せる天女のコミットを呼びたり候は

余の紹介もなく驚く突無に掛合ひたるは何事やらん委
 ゐる其時を明けて呉れんものと計はぬ計りの風情にて
 トト身を起こし此處上りたる……四角張りたる……
 ……異形あるコミット天女は利巧そうある美しき童子
 之余が方に運ばせ長襟の夢を破りたるが如き面容にて
 余の傍らに來りいと殊勝にも佛蘭西語にて
 彼君アノ何と此方にお問ひかされましたのゾア
 リマスカ
 ……其音調少しく不揃ひの響きにしも非され共先は可
 なりに佛語を理解するものし如し余も亦國語にて會
 しつゝ之れに答へて
 私は彼の方か一手階舞のお相手之樂を得たく願ひ
 ましたので……
 ……此聲へを聞て彼の妙なる眉毛は忽ち高く上り一時は如
 何にも驚きし容子ありしが漸く其眉を下すと同時に愛
 らしき瞳子は笑顔と共に現はれてチヨト會釋し乍ら徐
 々々彼の圓形形の髪を天女の方へ向け余が無難砲
 ある願ひ事を何等に譯し告げたり……此語に一生
 ドット大笑ひを催はせり又是と同時に滿座の可笑き面
 白き目玉は皆余の一身に向ふて集りたり……獨り彼
 のコミットは余が此不作法ある問ひとも答めず叮
 々に返しの附辭を述べ天女は此新しき隔りに慣れざる旨
 を告げたり此事或は事實あらんか夫ども外に譯けある
 か……或は余の不作法あるが原因とありて之れを拒
 れたるか……余は更に之れを解せず……余は亦初
 めより斯る事の不作法ありとも思はず……又無難砲
 とも思はず……異形天女と一組組まんと所望せしお
 り相手とある樂を得んと欲せしなりしかし最初他の賓
 客の余を止めたるも今又滿座の人々余の仕打を笑ふた
 るを以て推量すれば余が此舉動は日本のチヤケ
 ヲトに於て甚だ無難ありしものからん慎む可き事にも
 ぞ

借りう自覺して見ると一時も此場には居られず今は
 しき天女の容顔も余を叱り付けるものし如く思はれ早
 速此場を引下るが上分別と考へたり余は其儘すおく
 と一禮して分れたるコミットも目笑して其胸腹頭を
 振舞けたり後にチヤケと絹衣の音したるは彼が舊の
 席に復りたるにやあらん……余は此失策の爲めに彼
 の佛語に通せる天女と會話するの樂を失ふたるを憾
 み……又彼の背聲の妙あると目元の麗しさを思ひ出
 し……又彼の小天女は如何にして佛語を學び得たる
 か如何なる高等の教育を受けしかを想ひ遣りませう
 ……懐しく思はれたれ共余が良心は釋た余を責めて再び彼の天
 女の群に近寄る事を許さざりし
 舞踏は遂に過ぎぬしして佛蘭西のカードルあれば獨逸
 風のプアルスもありしかし遊樂の時間は漸くに過ぎ去
 りて今はハヤ家路を指して歸り去る小車の音頼りなり
 此會も終り近きにやあらん名残をしき事共あり
 (つゝ)

○無賃乗車切符規則の改正 鐵道部にては兼て無賃乘
 車切符規則あるものを設け同部員に限り右切符にて勝
 手に乘車せしめ來りし處中には之を他の者に貸與する
 等の不都合往々あるより此度右規則を一層嚴重に改正
 し右種の弊害を撤かんとて目下鐵道中のよし
○東京生の高集 芝區三田四町の水産會所生徒の
 内甲部二十名は近日日本集するを以て更に簿科生八十名
 を募集するよし

○名古屋樓に於て 如く我邦黨籍業
 氏が發企となり云々は誤り)去
 樓に於て全國の生籍
 并に昨年來生籍
 識せしが茲に當
 實業者は合計六
 名、長野縣十二
 大分縣、栃木縣
 福島縣、岡山縣
 縣二名にて一回
 出業に關する利
 を得て海外直
 て之を爲すは政
 爲換金の運用を
 政府に請ふて日
 るより外に方法
 於ては其筋に請
 を貫徹せしめん
 爲り更に會長を
 の發起人なるを
 に決し次で丸山
 もあり河瀬氏之
 替金保護の備を
 事に可決せん
 間金八、星野長
 齋藤正二郎、眞
 絲賣込同屋より
 線輸出の海關を
 決せり而して右
 助の費用は一時
 する事とし夫
 設置せん事を協
 し追て各地にす
 十一時頃散會
 絲賣込同屋より
 ○東京米穀倉庫
 に於て第四回株
 會頭席に付き昨
 の實際報告を爲
 三名を改選しか
 の大要を擧げん
 數は四十六萬四
 五十六日間に平
 あり又右保管米
 萬九千九百十二
 利足等収入の總
 此内倉庫料利息
 四厘を引去り六
 あり之れに前年
 合計七千五百七
 金等を引去り
 五十一圓十一
 ○明治火災保險
 なりたる同社は
 日今度新集し
 株主の會議を開